

令和 8 年栗山町議会定例会

9 月 定 例 会 議 議 案

開会 令和8年9月10日

栗 山 町 議 会 議 場

令和 8 年栗山町議会定例会
9 月定例会議

議 事 日 程

令和 8 年 9 月 1 0 日
午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 番 案 号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		諸般の報告 ①会 務 報 告	
		②監 査 報 告	
4		行 政 報 告	
5		一 般 質 問	
6	議 案 第 1 6 号	令和 8 年度栗山町一般会計補正予算（第 2 号）	
7	議 案 第 1 7 号	令和 8 年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算 （第 2 号）	
8	議 案 第 1 8 号	令和 8 年度栗山町介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）	
9	認 定 第 1 号	令和 7 年度栗山町一般会計歳入歳出決算の認定 について	
10	認 定 第 2 号	令和 7 年度栗山町国民健康保険特別会計歳入 歳出決算の認定について	

11	認 第 3 号	令和 7 年度北海道介護福祉学校特別会計歳入歳出決算の認定について	
12	認 第 4 号	令和 7 年度栗山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
13	認 第 5 号	令和 7 年度栗山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
14	認 第 6 号	令和 7 年度栗山町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
15	認 第 7 号	令和 7 年度栗山町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
16	認 第 8 号	令和 7 年度栗山町水道事業会計決算の認定について	
17	認 第 9 号	令和 7 年度栗山町下水道事業会計決算の認定について	
18	報 第 6 号	令和 7 年度栗山町健全化判断比率について	
19	報 第 7 号	令和 7 年度栗山町資金不足比率について	
20	報 第 8 号	放棄した債権の報告について	
21	報 第 9 号	令和 7 年度栗山町内部統制評価報告について	
22	報 第 10 号	令和 7 年度一般財団法人栗山町農業振興公社決算の報告について	
23	議 第 19 号	栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
24	議 第 20 号	栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	

[illegible]

会 務 報 告

8 月 7 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃 日	栗山町中国人殉難者供養会に議長が出席した。
〃 日	栗山町高校問題協議会において栗山高校の間口維持に関する要望に議長が出席した。 (於 札幌市)
10 日	総務教育常任委員会を委員会室で開催した。
〃 日	NEO 議員の学校を議場にて開催した。
17 日	総務教育常任委員会を委員会室で開催した。
18 日	北海道町村議会議長会主催議会広報研修会に広報広聴常任委員会委員長外 5 名が出席した。 (於 札幌市)
20 日	令和 8 年度栗山町戦没者追悼式に議長が出席した。
24 日	空知町村議会議長会第 3 回三役会議・第 3 回役員会へ議長が出席した。 (於 秩父別町)
25 日	全員協議会を議員控室にて開催した。
27 日	令和 8 年度栗山地区防犯協会定期総会に議長に代わり副議長が出席した。
28 日	令和 8 年度第 1 回栗山秋まつり実行委員会に議長に代わり副議長が出席した。

議 案 の 提 出 に つ い て

令和8年栗山町議会定例会9月定例会議に議案第16号から議案第24号まで及び認定第1号から認定第9号まで及び報告第6号から報告第10号まで並びに同意第1号を別紙のとおり提出する。

令和8年9月10日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町長 佐々木 学

議 案 第 1 6 号

令和 8 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）

令和 8 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 は 、 次 に 定 め る と こ ろ に よ る 。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 2 3 6 , 9 1 6 千 円 を 追 加 し 、 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 1 , 4 4 7 , 1 1 8 千 円 と す る 。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 の 金 額 は 、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る 。

（ 地 方 債 の 補 正 ）

第 3 条 地 方 債 の 変 更 、 追 加 は 、 「 第 3 表 地 方 債 の 補 正 」 に よ る 。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
歳 入 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
11 地方交付税		4,070,000	125,532	4,195,532
	1 地方交付税	4,070,000	125,532	4,195,532
13 分担金及び負担金		73,136	2,375	75,511
	1 負担金	73,136	2,375	75,511
15 国庫支出金		1,401,181	3,697	1,404,878
	2 国庫補助金	738,390	3,037	741,427
	3 委託金	22,483	660	23,143
16 道支出金		777,598	42,984	820,582
	2 道補助金	398,347	42,984	441,331
18 寄附金		329,542	7,310	336,852
	1 寄附金	329,542	7,310	336,852
19 繰入金		517,355	△211,654	305,701
	1 基金繰入金	517,104	△211,654	305,450
20 繰越金		100,000	224,506	324,506
	1 繰越金	100,000	224,506	324,506
21 諸収入		338,454	17,566	356,020
	5 雑入	200,358	17,566	217,924
22 町債		1,473,000	24,600	1,497,600
	1 町債	1,473,000	24,600	1,497,600
歳 入 合 計		11,210,202	236,916	11,447,118

歳 出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,361,151	124,844	2,485,995
	1 総務管理費	2,318,553	124,844	2,443,397
3 民生費		2,267,924	23,281	2,291,205
	1 社会福祉費	1,560,895	19,101	1,579,996
	2 児童福祉費	706,859	3,520	710,379
	3 国民年金費	170	660	830
5 労働費		12,424	－	12,424
	1 労働費	12,424	－	12,424
6 農林水産業費		534,091	42,900	576,991
	1 農業費	466,442	42,900	509,342
7 商工費		255,061	1,308	256,369
	1 商工費	255,061	1,308	256,369
8 土木費		1,989,921	16,946	2,006,867
	4 都市計画費	284,216	16,946	301,162
10 教育費		1,030,900	4,383	1,035,283
	1 教育総務費	289,432	1,007	290,439
	2 小学校費	115,258	328	115,586
	3 中学校費	57,101	480	57,581
	4 社会教育費	220,907	1,226	222,133
	5 保健体育費	348,202	1,342	349,544
13 諸支出金		4,782	23,254	28,036
	1 償還金及び還付加算金	4,782	23,254	28,036
歳 出 合 計		11,210,202	236,916	11,447,118

第3表 地方債の補正

1. 変 更

[illegible]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 (千 円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額 (千 円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
27. 中央通り歩道改修事業債	7,900	普通貸借・ 証券発行及 び証書借入	3.8%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	30年以内 (うち据置 5年以内) の半年賦ま たは年賦元 利均等償還 及び半年賦 または年賦 元金均等償 還、ただし 町財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還するこ とができる。	補正前 に同じ	補正前 に同じ	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	補正前 に同じ
28. 松風1線道路改良事業債	18,100							
29. 松風3号線道路改良事業債	16,600							
30. 松風東通り道路改良事業債	18,300							
31. 中央5線道路改良事業債	22,500							
32. 中央11線道路改良事業債	19,600							
33. 朝日12号線道路改良事業債	28,200							
34. 継立南学田線舗装補修事業債	17,700							
35. 荒山線舗装補修事業債	9,800							
36. 大井分線舗装補修事業債	13,400							
37. 継南通り改修事業債	2,900							
38. 北学田橋橋梁整備事業債	8,400							
39. 湯地川トラフ改修事業債	2,800							
40. 都市公園施設更新事業債	37,500				53,300			
41. 公営住宅建設事業債	326,800				補正前 に同じ			
42. 災害用ドローン整備事業債	1,800							
43. 消防団施設用除雪機整備事業債	3,400							
44. 高機能消防指令センター整備事業債	56,800							
45. 外国語教育推進事業債	5,400							
46. 特別支援教育推進事業債	6,000							
47. 学校給食設備整備事業債	27,400							
48. 町民球場スタンド内部防水改修事業債	7,000				8,300			
49. 角田農村環境改善センター空調設備整備事業債	1,600				補正前 に同じ			
50. 南部公民館空調設備整備事業債	1,700							
51. 角田幹線排水路護岸改修事業債	700							
52. GPS除雪管理システム整備事業債	7,200							

2. 追加 (単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
53. 作業員詰所等整備事業債	7,500	普通貸借・証券発行及び証書借入	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（うち据置5年以内）の半年賦または年賦元利均等償還及び半年賦または年賦元金均等償還、ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還することができる。

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項					区分	金額	
	目							
⑪	地方交付税		4,070,000	125,532	4,195,532			
	1	地方交付税	4,070,000	125,532	4,195,532			
	1	1 地方交付税	4,070,000	125,532	4,195,532	1 普通交付税	125,532	
⑬	分担金及び負担金		73,136	2,375	75,511			
	1	負担金	73,136	2,375	75,511			
	4	農林水産業費負担金	8,550	2,375	10,925	1 農業費負担金	2,375	道営農地整備事業御園中部地区受益者負担金
⑮	国庫支出金		1,401,181	3,697	1,404,878			
	2	国庫補助金	738,390	3,037	741,427			
	2	民生費国庫補助金	61,348	3,037	64,385	1 社会福祉費補助金	2,102	地域診療情報連携推進費補助金
						2 児童福祉費補助金	935	地域診療情報連携推進費補助金
	3	委託金	22,483	660	23,143			
	2	民生費国庫委託金	3,105	660	3,765	1 社会福祉費委託金	660	国民年金事務委託金追加
⑯	道支出金		777,598	42,984	820,582			
	2	道補助金	398,347	42,984	441,331			
	2	民生費道補助金	57,125	600	57,725	1 社会福祉費補助金	600	地域づくり総合交付金
	4	農林水産業費道補助金	307,703	42,384	350,087	1 農業費補助金	42,384	畑地化促進事業補助金 382 麦類生産技術向上事業補助金 42,002
⑰	寄附金		329,542	7,310	336,852			
	1	寄附金	329,542	7,310	336,852			
	1	1 寄附金	329,542	7,310	336,852	1 総務寄附金	6,510	一般寄附金追加 1,000 企業版ふるさと応援寄附金追加 5,510
						2 社会福祉寄附金	400	
						3 教育寄附金	400	
⑲	繰入金		517,355	△ 211,654	305,701			

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
⑱	1	基金繰入金	517,104	△ 211,654	305,450			
		1 財政調整基金繰入金	264,723	△ 211,654	53,069	1 財政調整基金繰入金	△ 211,654	
㊴		繰越金	100,000	224,506	324,506			
	1	繰越金	100,000	224,506	324,506			
		1 繰越金	100,000	224,506	324,506	1 前年度繰越金	224,506	
㊵		諸収入	338,454	17,566	356,020			
	5	雑入	200,358	17,566	217,924			
		2 雑入	200,353	17,566	217,919	2 雑入	17,566	移転補償費 5,533 クロム処理対策負担金追加 262 過年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金 11,504 過年度障害児入所給付費等道費負担金 167 ネーミングライツ料 100
㊶		町債	1,473,000	24,600	1,497,600			
	1	町債	1,473,000	24,600	1,497,600			
		1 総務債	114,700	9,900	124,600	1 総務管理債	9,900	日出生活館建設事業債追加 2,400 作業員詰所等整備事業債 7,500
		4 農林水産業債	37,300	△ 2,400	34,900	1 農業債	△ 2,400	御園中部地区経営体育成基盤整備事業債減額
		6 土木債	910,700	15,800	926,500	3 都市計画債	15,800	都市公園施設更新事業債追加
		8 教育債	49,100	1,300	50,400	4 保健体育債	1,300	町民球場スタンド内部防水改修事業債追加

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明		
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
②	総務費		2,361,151	124,844	2,485,995		9,900	7,172	107,772				
1	総務管理費		2,318,553	124,844	2,443,397		9,900	7,172	107,772				
	1	一般管理費	96,331	86,767	183,098				86,767	24 積立金	86,267	減債基金積立金	
										25 寄附金	500	熊本地震災害義援金	
	4	財産管理費	38,263	7,853	46,116		7,500		353	10 需用費	947	修繕料 建物追加	
										14 工事請負費	6,906	作業員詰所等整備工事追加 役場庁舎空調設備更新工事	4,926 1,980
										5 町有林管理費	31,222	3,710	34,932
	24 積立金	3,644	森林（もり）づくり基金積立金追加										
		6 財政調整基金費	4,397	1,500	5,897			1,500		24 積立金	1,500	財政調整基金積立金追加	
	12 企画費	75,942	2,332	78,274		2,400			△68	14 工事請負費	2,332	日出生活館建設工事追加	
	13 公害対策費	6,577	785	7,362			262	523	18 負担金補助及び交付金	785	補助金 民有地クロム処理対策事業追加		
	17 職員給与費	1,320,110	19,969	1,340,079				19,969	18 負担金補助及び交付金	19,969	負担金 北海道市町村職員退職手当組合追加		
	18 バス路線維持費	171,076	867	171,943				867	12 委託料	867	町営バス運行業務追加		
23 新型コロナウイルス感染症対策費	15,720	1,061	16,781				1,061	18 負担金補助及び交付金	1,061	補助金 経済環境変化対応資金保証料補給追加			
③	民生費		2,267,924	23,281	2,291,205	4,297		△100	19,084				
1	社会福祉費		1,560,895	19,101	1,579,996	2,702		△100	16,499				
	1	社会福祉総務費	448,027	14,896	462,923	600		△100	14,396	11 役務費	136	通信運搬費 郵便料追加	
										19 扶助費	14,760	特別冬期生活支援金	
	3	ひとり親家庭等福祉費	4,185	1,870	6,055	935			935	12 委託料	1,870	医療費助成オンライン資格確認システム構築	

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
③	1	4 心身障害者福祉費	643,098	2,335	645,433	1,167			1,168	12 委託料	2,335	医療費助成オンライン資格確認システム構築
	2	児童福祉費	706,859	3,520	710,379	935			2,585			
		1 児童福祉総務費	256,687	1,870	258,557	935			935	12 委託料	1,870	医療費助成オンライン資格確認システム構築
		2 保育所運営費	393,912	1,650	395,562				1,650	12 委託料	1,650	樹木伐採剪定撤去業務
	3	国民年金費	170	660	830	660						
		1 国民年金費	170	660	830	660				12 委託料	660	年金システム改修
	⑤	労働費		12,424	-	12,424			200	△200		
1		労働費	12,424	-	12,424			200	△200			
		1 労働総務費	4,275	-	4,275			200	△200			
⑥	農林水産業費		534,091	42,900	576,991	42,384	△2,400	2,375	541			
	1	農業費	466,442	42,900	509,342	42,384	△2,400	2,375	541			
		2 農業総務費	10,594	516	11,110				516	14 工事請負費	516	緊急銃猟用資材保管庫建設工事追加
		3 農業振興費	335,368	42,384	377,752	42,384				18 負担金補助及び交付金	42,384	補助金 畑地化促進事業 麦類生産技術向上事業
		4 総合土地改良事業費	85,502	-	85,502		△2,400	2,375	25			382 42,002
	7	商工費	255,061	1,308	256,369				1,308			
1	商工費	255,061	1,308	256,369				1,308				
	1 商工振興費	161,840	1,308	163,148				1,308	18 負担金補助及び交付金	1,308	補助金 空き地空き店舗活用支援事業	
⑧	土木費		1,989,921	16,946	2,006,867		15,800	5,533	△4,387			
	4	都市計画費	284,216	16,946	301,162		15,800	5,533	△4,387			
		2 公園管理費	118,825	8,393	127,218		15,800		△7,407	14 工事請負費	8,393	都市公園施設更新工事追加
		3 墓園事業費	2,701	2,420	5,121				2,420	12 委託料	2,420	栗山町墓園入口拡張測量調査等
		5 都市計画整備費	-	6,133	6,133			5,533	600	14 工事請負費	5,533	道路標識移設工事
										18 負担金補助及び交付金	600	負担金 馬追橋開通式等実行委員会

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳				節		説明
					特定財源			一般財源	区分	金額	
					国道支出金	地方債	その他				
⑩	教育費	1,030,900	4,383	1,035,283		1,300	400	2,683			
	1 教育総務費	289,432	1,007	290,439			400	607			
	4 教育諸費	63,377	242	63,619				242	12 委託料	242	外部通報窓口業務
	5 学園費	94,206	365	94,571				365	27 繰出金	365	北海道介護福祉学校特別会計繰出金追加
	7 学校経営改善費	56,753	400	57,153			400		24 積立金	400	栗山高校女子野球部支援基金積立金追加
	2 小学校費	115,258	328	115,586				328			
	1 学校管理費	78,032	328	78,360				328	10 需用費	328	修繕料 建物追加
	3 中学校費	57,101	480	57,581				480			
	1 学校管理費	34,635	480	35,115				480	10 需用費	480	修繕料 建物追加
	4 社会教育費	220,907	1,226	222,133				1,226			
	8 自然教育振興費	50,034	522	50,556				522	10 需用費	522	修繕料 建物追加
	9 カルチャープラザ費	40,890	704	41,594				704	10 需用費	704	修繕料 建物追加
	5 保健体育費	348,202	1,342	349,544		1,300		42			
	2 体育施設費	117,586	1,342	118,928		1,300		42	14 工事請負費	1,342	町民球場スタンド内部防水工事追加
⑬	諸支出金	4,782	23,254	28,036				23,254			
	1 償還金及び還付加算金	4,782	23,254	28,036				23,254			
	2 償還金	732	23,254	23,986				23,254	22 償還金利子及び割引料	23,254	過年度児童手当負担金返還金 498 過年度障害者医療費道費負担金返還金 132 過年度障害者医療費国庫負担金返還金 9,090 過年度子どものための教育・保育給付費道費負担金返還金 6 過年度子ども・子育て支援国庫交付金返還金 7,238

款	項		補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明
	目	特定財源				一般財源	区分	金額			
		国道支出金							地方債	その他	
⑬	1	2								22	過年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金 2,551 過年度障害者自立支援給付費等道費負担金返還金 2,699 過年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金 138 過年度低所得者保険料軽減国庫負担金返還金 522 過年度子育てのための施設等利用給付国庫交付金返還金 194 過年度子育てのための施設等利用給付道費交付金返還金 97 過年度地域診療情報連携推進費国庫補助金返還金 89

議 案 第 1 7 号

令和8年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第2号）

令和8年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4	繰入金		98,508	365	98,873
		1 繰入金	98,508	365	98,873
歳入合計			135,507	365	135,872

歳出	款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1	教育費		134,681	365	135,046
		1 介護福祉学校費	134,681	365	135,046
歳出合計			135,507	365	135,872

第3表 地方債の補正

1. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
1. 入浴実習室特殊浴槽改修事業債	6,100	普通貸借・ 証券発行及び 証書借入	3.8%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	30年以内 (うち据置 5年以内) の半年賦ま たは年賦元 利均等償還 及び半年賦 または年賦 元金均等償 還、ただし 町財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還するこ とができる。	補正前 に同じ	補正前 に同じ	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	補正前 に同じ

歳入歳出事項別明細書

歳入		(単位：千円)				
款		補正前予算額	補正予算額	計	節	
	項				区分	金額
	目					
④	繰入金	98,508	365	98,873		
	1 繰入金	98,508	365	98,873		
	1 繰入金	98,508	365	98,873	1 一般会計繰入金	365

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
①	教育費		134,681	365	135,046				365			
	1	介護福祉学校費	134,681	365	135,046				365			
		1 介護福祉学校費	134,681	365	135,046				365	8 旅費	365	会計年度任用職員費用弁償追加

議 案 第 1 8 号

令和 8 年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度栗山町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 5 , 3 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 5 1 1 , 1 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 国庫支出金		356,624	8,664	365,288
	1 国庫負担金	231,313	7,266	238,579
	2 国庫補助金	125,311	1,398	126,709
5 支払基金交付金		369,783	683	370,466
	1 支払基金交付金	369,783	683	370,466
6 道支出金		210,218	762	210,980
	2 道補助金	11,969	762	12,731
9 繰越金		1,000	45,225	46,225
	1 繰越金	1,000	45,225	46,225
歳 入 合 計		1,455,790	55,334	1,511,124

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 基金積立金		838	38,949	39,787
	1 基金積立金	838	38,949	39,787
5 諸支出金		351	16,385	16,736
	1 償還金及び還付加算金	100	16,385	16,485
歳 出 合 計		1,455,790	55,334	1,511,124

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
④	国庫支出金		356,624	8,664	365,288			
	1	国庫負担金	231,313	7,266	238,579			
		1	介護給付費負担金	231,313	7,266	238,579	2	過年度分
	2	国庫補助金	125,311	1,398	126,709			
		2	地域支援事業交付金	21,546	1,398	22,944	2	過年度分
⑤	支払基金交付金		369,783	683	370,466			
	1	支払基金交付金	369,783	683	370,466			
		2	地域支援事業支援交付金	12,916	683	13,599	2	過年度分
⑥	道支出金		210,218	762	210,980			
	2	道補助金	11,969	762	12,731			
		1	地域支援事業交付金	11,969	762	12,731	2	過年度分
⑨	繰越金		1,000	45,225	46,225			
	1	繰越金	1,000	45,225	46,225			
		1	繰越金	1,000	45,225	46,225	1	前年度繰越金

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明		
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
④	基金積立金		838	38,949	39,787				38,949			介護給付費準備基金積立金	
	1	基金積立金	838	38,949	39,787				38,949				
		1	介護給付費 準備基金積 立金	838	38,949	39,787				38,949	24 積立金		38,949
⑤	諸支出金		351	16,385	16,736				16,385			過年度保険料過誤納還付金及び還付加算金 追加	
	1	償還金及び還付 加算金	100	16,385	16,485				16,385				
		1	第1号被保 険者保険料 還付金	100	251	351				251	22 償還金利子 及び割引料		251
		2	償還金	-	16,134	16,134				16,134	22 償還金利子 及び割引料		16,134

認定第 1 号

令和 7 年度栗山町一般会計歳入歳出決算 の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度栗山町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第 2 号

令和 7 年度栗山町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度栗山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第 3 号

令和 7 年度北海道介護福祉学校特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北海道介護福祉学校特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第4号

令和7年度栗山町介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度栗山町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第 5 号

令和 7 年度栗山町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度栗山町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第6号

令和7年度栗山町住宅団地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度栗山町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第7号

令和7年度栗山町工業団地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度栗山町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第 8 号

令和 7 年度栗山町水道事業会計決算の認定 について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度栗山町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第9号

令和7年度栗山町下水道事業会計決算の認定 について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和7年度栗山町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

報告第6号

令和7年度栗山町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度栗山町健全化判断比率について別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

記

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.75)	— (19.75)	6.2 (25.0)	57.8 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字比率は「—」で表している。
- 2 括弧内は栗山町における早期健全化基準を表している。

栗山町監査第 13 号
令和 8 年 8 月 26 日

栗山町長 佐々木 学 様

栗山町監査委員 谷 田 進太郎
栗山町監査委員 藤 本 光 行

令和 7 年度栗山町各会計に係る財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 7 年度栗山町各会計に係る健全化判断比率の審査を行なった結果、別紙のとおり報告します。

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 7 年度栗山町一般会計、栗山町国民健康保険特別会計、北海道介護福祉学校特別会計、栗山町介護保険特別会計、栗山町後期高齢者医療特別会計、栗山町住宅団地造成事業特別会計、栗山町工業団地造成事業特別会計、栗山町水道事業会計、栗山町下水道事業会計に係る健全化判断比率

2 審査の期間

自 令和 8 年 7 月 2 4 日

至 令和 8 年 7 月 2 4 日

3 審査の手続き

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度との 比 較	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	備 考
①実質赤字比率	—	—	—	1 4 . 7 5	2 0 . 0	
②連結実質赤字比率	—	—	—	1 9 . 7 5	3 0 . 0	
③実質公債費比率	6 . 2	6 . 4	▲ 0 . 2	2 5 . 0	3 5 . 0	
④将来負担比率	5 7 . 8	5 9 . 1	▲ 1 . 3	3 5 0 . 0		

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字比率は「—」で表している。

2 個別意見

① 実質赤字比率について

令和 7 年度の実質赤字比率は赤字額がなく、早期健全化基準 1 4 . 7 5 %を下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和 7 年度の連結実質赤字比率は赤字額がなく、早期健全化基準 1 9 . 7 5 %を下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和 7 年度の実質公債費比率は 6. 2 %となっており、令和 6 年度より 0. 2 ポイント改善し、早期健全化基準の 2 5. 0 %を下回っている。

④ 将来負担比率について

令和 7 年度の将来負担比率は 5 7. 8 %となっており、令和 6 年度より 1. 3 ポイント改善し、早期健全化基準の 3 5 0. 0 %を下回っている。

3 審査意見

令和 7 年度における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政収支が不均衡な状況又はその他の財政状況が悪化した状況とは認められなかった。引き続き財政の健全化に努められたい。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第 7 号

令和 7 年度栗山町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度栗山町資金不足比率について別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

記

(単位：％)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
住宅団地造成事業特別会計	—
工業団地造成事業特別会計	—

備考

公営企業会計においては資金不足額がないので、資金不足比率は「—」で表している。

栗監査第 14 号
令和8年8月26日

栗山町長 佐々木 学 様

栗山町監査委員 谷 田 進太郎
栗山町監査委員 藤 本 光 行

令和7年度栗山町公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和7年度栗山町水道事業会計、栗山町下水道事業会計、栗山町住宅団地造成事業特別会計及び栗山町工業団地造成事業特別会計に係る資金不足比率の審査を行なった結果、別紙のとおり報告します。

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 7 年度栗山町水道事業会計、栗山町下水道事業会計、栗山町住宅団地造成事業特別会計、栗山町工業団地造成事業特別会計に係る資金不足比率

2 審査の期間

自 令和 8 年 7 月 2 4 日

至 令和 8 年 7 月 2 4 日

3 審査の手続き

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

会計の名称	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度との 比 較	経営健全化 基 準	備 考
①水道事業会計	—	—	—	20.0	
②下水道事業会計	—	—	—	20.0	
③住宅団地造成 事業特別会計	—	—	—	20.0	
④工業団地造成 事業特別会計	—	—	—	20.0	

備考：公営企業会計においては資金不足額がないので、資金不足比率は「—」で表している。

2 個別意見

① 水道事業会計資金不足比率について

令和 7 年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の 20.0%を下回っている。

② 下水道事業会計資金不足比率について

令和 7 年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の 20.0%を下回っている。

③ 住宅団地造成事業特別会計資金不足比率について

令和 7 年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の 20.0%を

下回っている。

④ 工業団地造成事業特別会計資金不足比率について

令和 7 年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の 20.0 % を下回っている。

3 審査意見

令和 7 年度における資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っており、経営収支が不均衡な状況又はその他の経営状況が悪化した状況とは認められなかった。引き続き経営の健全化に努められたい。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第 8 号

放棄した債権の報告について

栗山町債権管理に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、別紙調書のとおり町の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により本議会に報告する。

令和 7 年度債権放棄調書

会計区分	債権の名称	債権の金額	債権の件数	放棄した事由
一般会計	給食費負担金	30,000 円	1 件	所在不明
水道事業会計	水道料金	26,271 円	13 件	時効
合 計		56,271 円	14 件	

報告第9号

令和7年度栗山町内部統制評価報告について

地方自治法第150条第4項の規定により、令和7年度栗山町内部統制評価報告書を作成したので、同条第6項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、本議会に報告する。

令和 7 年度栗山町内部統制評価報告書

栗山町長 佐々木 学 は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本町においては、令和 3 年 11 月に「栗山町内部統制に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定し、当該基本方針に基づき、業務に関する内部統制の取組、並びにコンプライアンスの推進を含む全庁的な内部統制環境等の整備及び運用を行うこととしている。

令和 7 年度においては、D X による業務改革の実施、並びに栗山町職員コンプライアンスブックの改訂、コンプライアンス研修会の開催ほか、以下に記載の内部統制環境等の整備に係る取組を行った。

(1) 業務に関する内部統制

ア D X による業務改革の実施

業務可視化ツール「G o v m a t e s P i t（ガバメイツピット）」のデータを活用し、特定した 23 の課題業務に対して改善案を策定・実行した。

また、優先順位に基づき、令和 8 年度に向けた各種システム等（子ども発達サポートセンター施設運営システム、A I ボイスレコーダー、人事給与システム等）の導入準備を進めた。

さらに、生成 A I 「e x a B a s e（エクサベース）」を試験導入し、事務効率化に向けた検証を行った。

イ D X 推進研修会の開催

全職員を対象とした「A I 活用研修」「D X 研修」に加え、若手・中堅職員向けのワークショップを実施し、リテラシー向上と業務改善の文化醸成を図った。

(2) 全庁的な内部統制環境等の強化

ア 栗山町職員コンプライアンスブックの改訂及び周知

S N S の使用に関する遵守事項やトラブル対応策を具体化する改訂を行い、全職員への周知を通じ意識向上を図った。

イ 職員研修の実施

全職員を対象に「ダイバーシティ時代のハラスメント防止研修」を実施したほか、職階別の e ラーニング環境を整備し、受講を勧奨した。

ウ ハラスメント対策の強化

社会的な問題となっているハラスメント行為への対策として、実態調査の実施方針及び「ハラスメント対策指針」の策定方針を決定した。

2 評価手続

令和7年4月～令和8年3月を評価対象期間とし、上記1に記載した、業務に関する内部統制の取組及び、全庁的な内部統制環境等の整備に関する取組の評価を実施した。

なお、本評価にあたっては、行政内部における評価に加え、栗山町職員倫理条例第7条の規定により設置した附属機関「栗山町内部統制等推進委員会」からの客観的な評価も行ったものである。

3 評価結果

(1) 業務に関する内部統制に関する評価

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、業務に関する内部統制の取組については、概ね有効に整備及び運用がなされているものと評価する。

今後、継続的な業務改革や業務改善を自走できる人材の育成と全庁的な定着への対応などのさらなる取組の充実を要する。

(2) 全庁的な内部統制環境等の強化に関する評価

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、全庁的な内部統制環境等の強化に関する取組については、概ね有効に整備及び運用がなされているものと評価する。

今後、社会的な問題となっているハラスメント行為への対策として、より実効性の高い防止策と職場環境づくりの取組を要する。

4 重大な不備（不適切事案の発生等）に関する事項

記載すべき事項はなし。

5 今後の課題又は取組について

(1) 業務に関する内部統制

ア 業務標準化の徹底

業務改革の目的が「標準化（属人性の排除）」にあることを再徹底し、業務可視化ツール「G o v m a t e s P i t（ガバメイツピット）」の活用を日常業務に定着させる。

イ D X施策の加速化と効果検証

令和8年度に導入する各種システム等の効果を確実に測定し、庁内へのフィードバックを強化することで、職員の改革実感度を高める。

(2) 全庁的な内部統制環境等の強化

ア ハラスメント対策指針の策定と運用

全職員対象の実態調査に基づき、カスタマーハラスメント対応を含む「ハラスメント対策指針」を策定し、心理的安全性の高い職場づくりを推進する。

イ 研修受講の必須化

e ラーニングを「業務」として位置づけ、受講率100%を必須とする運用を確立する。

ウ 対話による組織文化の醸成

対話スキル向上やファシリテーター育成などの体系的なアプローチにより、職場単位での日常的な対話や業務改善が自律的に行われる体制を支援する。

令和 7 年度栗山町内部統制評価報告書審査意見書

栗山町監査基準に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

栗監査第 15 号
令和 8 年 8 月 26 日

栗山町監査委員 谷 田 進太郎
栗山町監査委員 藤 本 光 行

1 審査の対象

「令和 7 年度栗山町内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度栗山町内部統制評価報告書の審査は、栗山町長が作成した内部統制評価報告書について、栗山町長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 7 年度内部統制評価報告書について、栗山町長及び内部統制評価担当課から報告を受け、栗山町監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 7 年度栗山町内部統制評価報告書について上記 2 及び 3 に基づき審査したところ、町長は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。よって内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 審査結果を踏まえた意見

審査の結果は上記のとおりであるが、監査委員として次のとおり意見を付記する。

業務に関する内部統制については、令和 6 年度に実施した、業務量調査（業務棚卸）で課題業務を特定し、業務改善策を策定、実行しているが、一部の職員にとどまっているのが現状である。今後においても、業務の標準化への取組や、それぞれの業務における課題

に即したD Xによる業務改革を推進するためには、全職員の意識の醸成が重要であるため、継続したD X推進研修会などの取り組みを望む。

全庁的な内部統制環境等の強化に関することについては、職員研修はeラーニングによる受講環境を整備するなど、受講しやすいよう工夫して取り組まれている。今後においても効果的な研修の取組を図っていくことを望む。また、社会的な問題となっているハラスメント対策として、職員コンプライアンスブックの改訂や職員研修会を開催するなど職員の意識向上を図る取り組みをされている。今後においてもガバナンス強化に向けた継続した取組を望む。

最後に、本年度は監査資料において訂正による差し替えが例年より多く見受けられた。そのリスク発現の低減を図るためには業務の正確性や業務における法令順守が基本である。

職員一人一人が業務に関わる法令等を十分理解して業務にあたる重要性を周知徹底し、適正に事務を執行していただきたい。

報告第10号

令和7年度一般財団法人栗山町農業振興公社 決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度一般財団法人栗山町農業振興公社決算について本議会に報告する。

令和7年度

一般財団法人 栗山町農業振興公社決算書

一般財団法人 栗山町農業振興公社

令和 7 年度 一般財団法人栗山町農業振興公社事業報告

自	令和 7 年 4 月 1 日
至	令和 8 年 3 月 31 日

概 要

令和 7 年度における一般財団法人栗山町農業振興公社は、1. 事業概要のとおり本町農業の構造改善と担い手づくりに資するための事業を行い、農業生産性の向上と地域の活性化を図るなど、本町農業の振興に努めてまいりました。

1. 事業概要

(1) 農地流動化対策事業

- 1) 農地流動化意向調査の実施
- 2) マッピングシステムの活用及び農家台帳等の各種情報のデータ更新

(2) 農地利用集積計画特例事業

- 1) 農地中間保有実績 (継続) 1 件

(3) 地域を担う人材の育成と新規農業参入の推進

- 1) 担い手農家育成と活動支援
 - ①くりやま農業未来塾の開講 (第 12 期生 6 名)
 - ②くりやま農業女性塾の開講 (塾生 14 名)
 - ③若手農業者のプロジェクト活動支援 (4H クラブ)

2) 農村人口減少対策と新規農業参入の推進

①新規就農者等受入推進

- 新規就農希望者等面談 (53 組)
 - 新・農業人フェアへの出展 (東京、大阪 面談 19 組)
 - 北海道新規就農フェアへの出展 (札幌 面談 26 組)
 - 公社来所直接面談 (3 組)
 - 公社電話、メール面談 (5 組)

○農業体験受入 (1 組)

○新規就農研修者受入れ (農家研修 2 組)

②農業関係機関と連携した新規就農者支援

- 新機就農者巡回指導 (2 回)
- 新規就農者研修会 (21 名参加)
- 認定新規就農者 (0 件)

- (4) 営農に関する情報提供と支援
 - 1) ICT農業経営支援（RTK自動操舵装置 12 件、ドローン 2 件）
 - 2) 栗山町スマート農業推進方針策定
 - 3) バイオスティミュラント資材に係る研修会（19 名参加）

- (5) 栗山町農業振興事業
 - 1) ブランド対策事業
 - ①家畜防疫対策助成事業（1 件）
 - ②牧草地再生対策事業（3 件）
 - 2) 担い手対策事業
 - ①農業後継者育成支援事業（4 件）
 - ②農業研修受入支援事業（1 件）
 - 3) 農地対策事業
 - ①低コスト圃場整備助成事業（29 件）
 - ②農村景観環境整備事業（6 件）
 - ③有害鳥獣侵入防止電気柵設置支援事業（5 件）
 - ④鹿侵入防護柵設置等助成事業（11 団体）
 - ⑤農地災害復旧等工事助成事業（6 件）
 - ⑥畑地輪作体系確立事業（11 件）
 - ⑦農地維持支援事業（1 件）

- (6) その他目的を達成するために必要な事業
 - 1) 北海道大学農学部農業経済学科農村調査実習の実施（学生 25 名参加、受入農家 7 戸）
 - 2) くりやま農業応援隊の実施（延べ 146 名、受入農家 4 戸、3 地区）
 - 3) 東大むら塾合宿受入（夏合宿 学生 16 名参加、受入農家 8 戸）
（春合宿 学生 11 名参加、受入農家 5 戸）
 - 4) 農業振興に関する先進的取組の視察研修（農業振興公社理事・監事視察研修）
 - 5) 地域懇談会の開催（140 名、21 地区）

- (7) 会議等の開催
 - 1) 評議員会 5 回
 - 2) 理事会 5 回
 - 3) 監査 2 回
 - 4) 農業振興推進委員会 2 回
 - 5) 視察等受入 4 件

収 支 計 算 書 総 括 表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

一般財団法人 栗山町農業振興公社

(単位：円)

科 目	実施事業等会計 法 人 会 計	そ の 他 会 計	内部取引控除	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	23,804	0		23,804
事業収入	112,187	25,702,804		25,814,991
補助金等収入	0	0		0
負担金収入	21,796,000	0		21,796,000
町負担金	17,796,000	0		17,796,000
J A 負担金	4,000,000	0		4,000,000
雑収入	197,820	0		197,820
事業活動収入計	22,129,811	25,702,804	0	47,832,615
2. 事業活動支出				
事業費支出	17,165,970	25,667,728		42,833,698
農地流動化対策事業支出	1,933,315	0		1,933,315
農地利用集積計画特例事業支出	1,561,105	0		1,561,105
担い手確保・育成事業支出	5,768,625	0		5,768,625
営農支援事業支出	7,902,925	0		7,902,925
ブランド対策事業支出	0	601,000		601,000
担い手対策事業支出	0	1,200,000		1,200,000
農地対策事業支出	0	23,866,728		23,866,728
農地中間保有支出	0	0		0
管理費支出	2,180,367	2,324,237		4,504,604
事業活動支出計	19,346,337	27,991,965	0	47,338,302
事業活動収支差額	2,783,474	△ 2,289,161	0	494,313
II 投資活動収支の部				
投資活動収支差額	0	0	0	0
III 財務活動収支の部				
財務活動収支差額	0	0	0	0
IV 予備費支出	0	0	0	0
当期収支差額	2,783,474	△ 2,289,161	0	494,313
前期末残高	26,829,402	10,137,470	0	36,966,872
当期末残高	29,612,876	7,848,309	0	37,461,185

貸借対照表

令和8年3月31日現在

一般財団法人 栗山町農業振興公社

(単位：円)

科 目	当 年 度	備 考
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	20,174,895	
未収金	0	
前払費用	1,173,920	
流動資産合計	21,348,815	
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	15,000,000	
基本財産合計	15,000,000	
(2) 特定資産		
運営基金（普通預金 公社農業振興事業・農地中間保有）	35,091,480	
中間保有農地	2,494,720	
特定資産合計	37,586,200	
(3) その他固定資産		
什器備品	1,713,021	
その他固定資産合計	1,713,021	
固定資産合計	54,299,221	
資産合計	75,648,036	
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	554,092	
預り金	46,559	
流動負債合計	600,651	
2. 固定負債		
農地中間保有	10,000,000	
固定負債合計	10,000,000	
負債合計	10,600,651	
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産	27,586,200	
（うち特定資産への充当額）	27,586,200	
2. 一般正味財産	37,461,185	
（うち基本財産への充当額）	15,000,000	
正味財産合計	65,047,385	
負債及び正味財産合計	75,648,036	

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

一般財団法人 栗山町農業振興公社

(単位：円)

科				目		金		額	
I 資産の部									
1. 流動資産									
現金預金									
普通貯金	そらち南農業協同組合	本所	公社名義			14,650,806			
	そらち南農業協同組合	本所	税金管理口座			13,680			
	そらち南農業協同組合	本所	社会保険管理口座			77,530			
	そらち南農業協同組合	本所	雇用保険管理口座			32,879			
	そらち南農業協同組合	本所	農地中間保有口座			5,400,000			
前払費用 会計ソフト定期契約未経過分他						1,173,920			
流動資産合計							21,348,815		
2. 固定資産									
基本財産									
定期貯金	そらち南農業協同組合	本所	公社名義			15,000,000			
基本財産合計							15,000,000		
特定資産									
普通貯金	そらち南農業協同組合	本所	農業振興事業会計名義			7,586,200			
普通貯金	そらち南農業協同組合	本所	農地中間保有会計名義			27,505,280			
中間保有農地						2,494,720			
特定資産合計							37,586,200		
その他固定資産									
什器備品	中山間情報管理システム機器					1,713,021			
その他固定資産合計							1,713,021		
固定資産合計							54,299,221		
資産合計								75,648,036	
II 負債の部									
1. 流動負債									
未払金	回線使用料等					554,092			
預り金	源泉所得税分					13,680			
	社会保険料分					0			
	雇用保険料分					32,879			
流動負債合計							600,651		
2. 固定負債									
長期預り金	そらち南農業協同組合	本所	農地中間保有会計名義			10,000,000			
固定負債合計							10,000,000		
負債合計								10,600,651	
III 正味財産								65,047,385	

財務諸表に対する注記

平成24年度からの「公益法人会計基準」（平成20年4月11日／平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会）を適用しています。

1. 消費税等の会計処理

免税制度適用期間につき税込処理

2. 会計方針の変更

特になし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	15,000,000	0	0	15,000,000
小 計	15,000,000	0	0	15,000,000
特定資産				
運営基金（普通預金）	32,152,056	28,681,320	25,741,896	35,091,480
中間保有農地	7,043,320	0	4,548,600	2,494,720
小 計	39,195,376	28,681,320	30,290,496	37,586,200
合 計	54,195,376	28,681,320	30,290,496	52,586,200

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
定期預金	15,000,000	0	15,000,000	0
小 計	15,000,000	0	15,000,000	0
特定資産				
運営基金積立金	35,091,480	25,091,480	0	10,000,000
中間保有農地	2,494,720	2,494,720	0	0
小 計	37,586,200	27,586,200	0	10,000,000
合 計	52,586,200	27,586,200	15,000,000	10,000,000

5. 重要な後発事象

なし

6. その他

なし

議案第 19 号

栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年条例第 27 号) の一部を次のように改正する。

目次中「・第 52 条」を「一第 52 条」に改める。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業」を「満 3 歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「(同項第 3 号に掲げる事業を除く。)」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業に限る。)をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。)」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・

保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合においては、」を「前2項の」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利

用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」を加え、「の提供を」を「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条各号列記以外の部分中「規程」の次に「（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）」を加え、同条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」を「及び第23条から第33条まで」に、「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「特定教育・保育に係る」を削り、「以下同じ。）」を「以下」に改め、「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る」を削り、「第50条において準用する第19条において同じ。）」を「第19条において」

に、「と、第２３条中「運営規程」とあるのは「第４６条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」を「と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」に改める。

第５１条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項前段中「をいう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「この章（）」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「を含む。次条第３項」を「を含む。第５２条第３項」に改め、同項後段中「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」を「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第7条の3」の次に「第2項」を加え、「並びに附則第3条」を削り、「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加え、同条第2項第3号中「児童」の次に「 おおむね15人につき1人」を、「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「 おおむね15人につき1人」を削り、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。））」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第1項中「保育士」の次に「（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第2項第3号中「児童」の次に「 おおむね15人につき1人」を加え、「 おおむね15人につき1人」を削り、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第43条第1号中「設置し」を「設置」に改める。

第44条第1項中「保育士」の次に「（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けること

ができる体制を確保しなければならない。

第47条第1項中「保育士」の次に「（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「設置し」を「設置」に、「第48条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加え、「第6条本文」を「第6条第1項本文」に改める。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免

許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

（栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後の栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）」を加え、「第47条第2項の規定」を「第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改め、「第47条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する

保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

議案第 21 号

栗山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栗山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（北海道が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士）」を加える。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

栗山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栗山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 22 条第 1 項中「保育士」の次に「（北海道が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の次に 1 条を加える改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

議案第 23 号

栗山町景観条例の一部を改正する条例

栗山町景観条例（平成 25 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

議案第 24 号

日赤橋橋梁架換工事の請負契約について

日赤橋橋梁架換工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1、契約の目的 | 日赤橋橋梁架換工事 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 78,100,000円 |
| 4、契約の相手方 | 栗山町字継立368番地5
井沢建設株式会社
代表取締役 喜多村 大吾 |